

議案第17号

三朝町国民健康保険診療所条例等の廃止について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年3月9日

三朝町長 吉田秀光

平成13年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 藤井、享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険診療所条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 1 三朝町国民健康保険診療所条例（昭和45年三朝町条例第42号）
- 2 三朝町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（昭和45年三朝町条例第43号）
- 3 職員等の旅費の特例に関する条例（昭和45年三朝町条例第68号）

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。